

# 地域密着型長期入所料金表

R4年10月1日

(多床室)

要介護度	負担段階	基本料		食費	室料	1日あたり	1ヶ月(30日)
要介護3	第1段階	722	722	300	0	1,022	30,660
	第2段階		722	390	370	1,482	44,460
	第3段階①		722	650	370	1,742	52,260
	第3段階②		722	1,360	370	2,452	73,560
	第4段階		722	1,445	855	3,022	90,660
要介護4	第1段階	792	792	300	0	1,092	32,760
	第2段階		792	390	370	1,552	46,560
	第3段階①		792	650	370	1,812	54,360
	第3段階②		792	1,360	370	2,522	75,660
	第4段階		792	1,445	855	3,092	92,760
要介護5	第1段階	860	860	300	0	1,160	34,800
	第2段階		860	390	370	1,620	48,600
	第3段階①		860	650	370	1,880	56,400
	第3段階②		860	1,360	370	2,590	77,700
	第4段階		860	1,445	855	3,160	94,800

(単位：円)

◎負担段階は、年金所得合計等に基づき、各市町村が認定します。

1段階	生活保護受給者 市町村民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給権者
2段階	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円以下の方
3段階①	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年80万円超120万円以下の方
3段階②	市町村民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年120万円超の方
4段階	上記以外の課税世帯の方

## 介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、または短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となりますが、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。詳しくは各市町村の介護保険担当窓口へお問い合わせください。